

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る特記事項」

1 目的

本特記事項は、工事及び業務（以下「工事等」という。）における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に必要な事項を定めたものである。受注者は本特記事項に従って感染拡大防止に取り組むとともに、感染者等が確認された場合には発注者に速やかに報告するなど、感染拡大防止に向けて適切に対応すること。

2 感染拡大防止に向けた取組

(1) 現場等における感染拡大防止対策

「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月13日付第20200016880号営繕課長通知）（以下「R2.4.13通知」という。）、「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」（令和2年5月8日付第202000034886号営繕課長通知）（以下「R2.5.8通知」という。）、「緊急事態宣言が発令された地域からの受注者等の県内入職について」（令和3年1月7日付第202000253309号営繕課長通知）（以下「R3.1.7通知」という。）及び「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る特記事項及び『鳥取県版新型コロナ警報』の運用に伴う営繕工事の取扱い基準の一部改定について」（令和3年6月24日付第202100082708号営繕課長通知）に基づき、次の感染拡大防止対策を徹底すること。

- ① 工事の現場等においては、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い、うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、発熱症状がみられる者の休暇の取得など、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- ② 元請事業者をはじめ、下請事業者や技能者など、施工に携わるそれぞれの立場において、極力、三つの密を回避する対策やその影響を最大限軽減するための行動をとること。特に、建設現場における朝礼・点呼や現場事務所などにおける各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所などでの食事・休憩等、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業員と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、R2.5.8通知に添付の対策事例を参考に感染防止対策に取り組むこと。
また、別紙1の「3つの密を避けるための手引き」を全ての作業従事者に周知するとともに、現場事務所等で掲示（掲示は工事のみ）を行い、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- ③ 作業従事者（下請事業者含む）が、他の感染流行嚴重警戒地域（V）、感染流行警戒地域（IV）、緊急事態宣言区域及びまん延防止等重点措置区域（以下「感染流行嚴重警戒地域等」という。）から新たに転入（通勤者を除く）する場合は、R3.1.7通知及び『鳥取県版新型コロナ警報』の運用に伴う営繕工事の取扱い基準に基づき感染予防対策を徹底すること。

(2) 作業員宿舎における感染予防対策について

「新型コロナウイルス感染症のクラスター発生に伴う感染予防対策の徹底について」（令和2年9月17日付第20200155593号営繕課長通知）に基づき、受注者は下請会社も含め作業員宿舎を設ける場合には、国土交通省策定「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（参考：<https://www.mlit.go.jp/common/001360076.pdf>）に記載の「(iii) 作業員宿舎における対応」により、作業員宿舎における感染予防対策を徹底すること。

なお、下請会社も含め複数人が居住する作業員宿舎を設ける場合、受注者は事前に別紙2「作業員宿舎状況表」を作成し発注者に提出するとともに、「会社寮等における新型コロナウイルス

ス感染症対策ガイドライン」(参考:https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1223029/RyouGL_200923.pdf)により感染予防対策を徹底すること。

(3) 県外製作工場での監督員の立会に検査(出来形・品質)

R2.4.13 通知に基づき、県外の製作工場における監督員の立会による検査は行わないこととする。なお、受注者は自主検査を行い、検査結果を監督員に提出し、監督員は書面で検査結果を確認することとする。

(4) 工事等の書類の提出及び受発注者間の打合せ

「工事現場等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」(令和3年4月12日付第202100014508号営繕課長通知)(以下「R3.4.12通知」という。)に基づき、書類の提出及び受発注者間の打合せは次のとおりとする。

① 書類の提出について

ア 書面による指示、承諾、協議、提出、提示、報告及び通知は、やむを得ない場合及び契約関係書類^(※)を除き、電子メールにより提出することとする。

(※) 契約関係書類: 契約書、現場代理人選任(変更)通知書、主任技術者等(変更)選任通知書、工程表、完成通知書、請求書、工事出来形部分等確認願

イ 押印書類は押印後にスキャンし、PDFに電子化したうえで電子メールにより送付すること。受理、承諾等の押印後は、押印後の書類を電子化し相手方に電子メールにより送付すること。

ウ 受注者の環境、添付書類が多く電子化することが困難な書類など、電子メールによる送付が困難な場合は、対面による書類の提出は行わず、郵送等によること。また、書類を提出したことを監督員等に電話又は電子メールなどにより連絡すること。

なお、発注者から受注者への紙による書類の提出などが必要な場合も同様とする。

② 受発注者間の打合せ

ア 打合せは、事前に電子メールなどにより打合せに必要な書類を提出したうえで、WEBによるテレビ会議システム、電話、情報共有システム等を活用し、やむを得ない場合、現場立会を除き、対面による打合せは行わないこと。

イ やむを得ず対面による打合せを行う場合、現場立会を行う場合は、以下の点に留意すること。

- ・ ①密閉空間、②密集場所、③密接場面の3つの条件を避けること。
- ・ 最小限の人数で実施するよう双方で働きかけを行うこと。
- ・ マスク着用を推奨する等、感染予防を徹底すること。
- ・ 打合せ等に参加した全員の氏名を受発注者双方で記録すること。

3 感染拡大防止対策に係る経費の設計変更

R2.5.8通知に基づき、追加で費用を要する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施する場合には、実施内容について発注者と協議を行い、必要と認められる対策については、変更施工計画書(又は変更業務計画書)を提出すること。なお必要と認められる対策については、設計変更の対象とすること。

4 感染等が確認された場合の対応

R3.4.12通知に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染等が確認された場合には、次のとおり対応すること。(R3.4.12通知の別添2参照)

(1) 工事等の関係者がPCR検査を受けた場合(検査結果が判明するまでの対応)

① 該当者が受注者側(現場代理人、監理技術者、主任技術者、管理技術者、担当技術者及び作業員(下請けを含む))の場合

ア 受注者は、速やかに発注者に報告すること。

イ 発注者は、速やかに現場作業の中止及び作業員の自宅待機を指示する。(工事の場合)

② 該当者が発注者側(各監督員及び各調査職員)の場合

ア 発注者は、速やかに受注者に連絡する。

イ 受注者は、該当者との接触の有無について確認し、感染の疑いがある者を自宅待機等とすること。

(2) 工事等の関係者がPCR検査で陽性と確認された場合

① 該当者が受注者側の場合

工事等の一時中止を指示する。(中止解除の時期は事務所等の安全が確認された後、協議により決定)

② 該当者が発注者側の場合

受発注者で工事等の一時中止の可否を検討し、必要認められる場合は工事等を一時中止する。(中止解除の時期は事務所等の安全が確認された後、協議により決定)

5 新型コロナウイルス感染症に係る工事等の一時中止措置等について

R2.4.13 通知に基づき、新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休業等の感染拡大防止措置に伴い技術者等が確保できない場合、また、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合のほか、受注者から一時中止や工期又は履行期間の延長(以下「一時中止等」という。)の申出があった場合においては、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況、地方公共団体からの活動自粛要請等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行う。

6 工事における下請負人への配慮及び元請負人と下請負人との間の取引の適正化

下請契約においても、工期の見直しや一時中止の措置等を適切に講じるとともに、請負代金の設定及び適切な代金の支払など、元請負人と下請負人との間の取引の適正化のより一層の徹底に努めること。

7 業務における検査について

業務の検査は次のとおり行うこと。

なお、評定対象の業務において、受注者がWEBによるテレビ会議システム、電話等による検査を希望する場合(対面による検査を希望しない場合)には、発注者に協議すること。

(1) 検査にあたっての考え方

① 合否のみの評定対象外の業務は、原則対面による検査は実施しないこと。

② 上記①を除く業務は、受注者が希望する場合、対面による検査を実施しないこと。

③ 対面による検査を実施しない場合には、検査はWEBによるテレビ会議システム、電話等を活用すること。

(2) 検査方法

① 対面によらない検査方法

対面による検査を実施しない場合には、次の方法により行うこと。

なお、検査方法は事前に受発注者間で調整し、調査職員は検査方法を検査職員に報告すること。

ア WEBによるテレビ会議システム等を活用する場合の検査

- ・ 受注者は成果品を調査職員に提出すること。

- ・ 調査職員は検査職員に成果品を提出すること。
 - ・ 検査職員は成果品にて検査を実施すること。
 - ・ 内容の質疑についてはWEBによるテレビ会議システム等を利用（この日を検査日とする）
- ※ WEBによるテレビ会議システム等は、情報政策課からのお知らせによるWEB会議システム、各所局配布のタブレット端末によるビデオ通話機能等を活用すること。

イ WEBによるテレビ会議システム等を活用できない場合の検査

- ・ 検査方法は上記アWEB会議システム等による検査と同様とすること。
- ・ ただし、WEBによるテレビ会議システム等に代わり電話対応とすること。（この日を検査日とする。）

② 対面による場合の検査方法

対面による検査を実施する場合には、次の方法により行うこと。

- ・ あらかじめ受注者に対し、最小限の人数で実施するよう働きかけを行うこと。
- ・ 広い部屋での実施、マスク着用を推奨する等、感染予防を徹底すること。
- ・ 検査職員は、検査に出席した受発注者双方の全員の氏名を検査メモ等に記載し、確実に記録すること。

3つの密を 避けるための手引き!

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、咳エチケット、手指衛生等に加え、**「3つの密(密閉・密集・密接)」**を避けてください。
- 3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り**「ゼロ密」**を目指しましょう。
- 屋外でも、密集・密接には、要注意。人混みに近づいたり、大きな声で話しかけることなどは避けましょう。

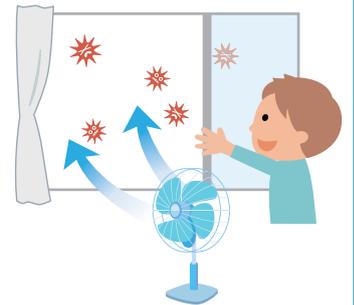


①「密閉」空間にしないよう、こまめな換気を!

「部屋が広ければ大丈夫」、「狭い部屋は危険」というものではありません。カギは「換気の程度」です。WHOも、空気感染を起こす「結核・はしかの拡散」と「換気回数の少なさ」の関連を認めています。

窓がある場合

- ・ 風の流れることができるよう、**2方向の窓を、1回、数分間程度、全開**にしましょう。換気回数は**毎時2回以上**確保しましょう。
- ・ 窓が1つしかない場合でも、入口のドアを開ければ、窓とドアの間に空気が流れます。扇風機や換気扇を併用したり工夫すれば、換気の効果はさらに上がります。



機械換気がある場合

- ・ 窓がない施設でも、建物の施設管理者は、法令により感染症を防止するために合理的な換気量を保つような維持管理に努めるよう定められています。
注)ビル管理法により、不特定多数の方が利用する施設では、空気環境の調整により、一人当たり換気量(毎時約30m³)を確保するよう努めなければなりません。
- ・ したがって、地下や窓のない高所の施設であっても、換気設備(業務用エアコン等)によって換気されていることが通常のため、過剰に心配することはありません。
- ・ しかし油断は禁物です。換気量をさらに増やすことは予防に有効です。冷暖房効率は悪くなりますが、窓やドアを開けたり、換気設備の外気取入れ量を増やしましょう。また、一部屋当たりの人数を減らしましょう。
- ・ 通常の家用的エアコンは、空気を循環させるだけで、換気を行っていません。別途、換気を確保してください。また、一般的な空気清浄機は、通過する空気量が換気量に比べて少ないことから、新型コロナウイルス対策への効果は不明です。

乗り物の場合

- ・ 乗用車やトラックなどのエアコンでは、「内気循環モード」ではなく「**外気モード**」にしましょう。
- ・ 電車やバス等の公共交通機関でも、**窓開け**に協力しましょう。



②「密集」しないよう、人と人の距離を取りましょう!

• 他の人とは互いに手を伸ばして届かない十分な距離（**2メートル以上**）を取りましょう。

• スーパーのレジなどで列に並んでいるとき、前の人に近づきすぎないように注意しましょう。

• 飲食店の座席では、**隣の人と一つ飛ばしに座る**と、距離を確保しやすいです。

また、真向かいに座らず、**互い違いに座る**のも有効です。

店舗の責任者は、椅子の数や配置を工夫して、十分な距離を保ちましょう。

• エレベーターでは、多くの人が密集しがちです。混みあっているときは、一本遅らせましょう。また、健康のためにも、階の上下には階段の利用に努めましょう。

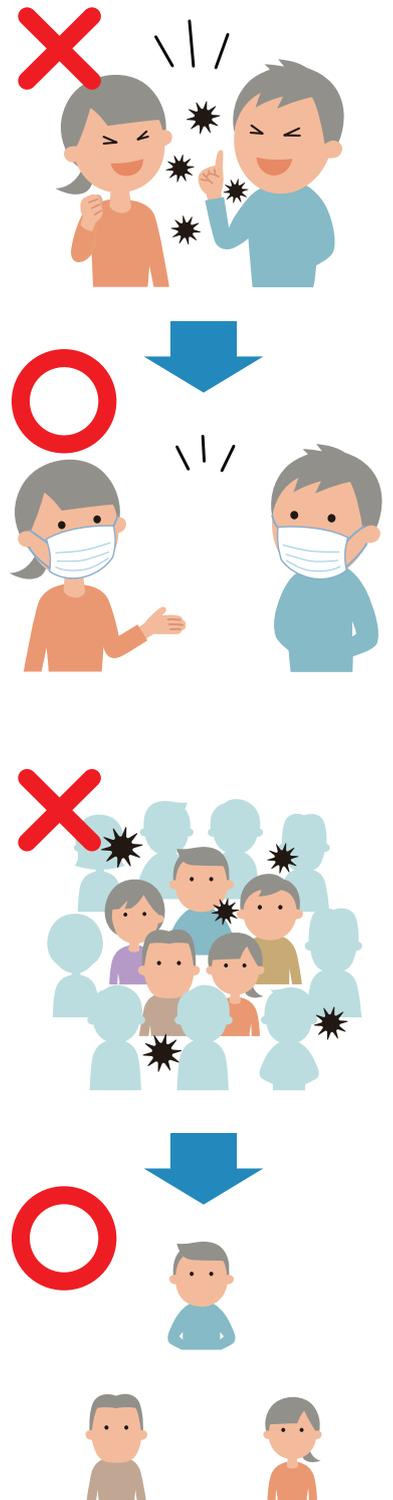
• 職場は、工夫してテレワークへ転換しましょう。導入に向けた支援策もあります。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#hatarakukata



③ 「密接」した会話や発声は、避けましょう!

- 密接した会話や発声は、ウイルスを含んだ飛沫を飛び散らせがちです。WHOは「5分間の会話で1回の咳と同じくらいの飛まつ(約3,000個)が飛ぶ」と報告しています。
- 対面での会議や面談が避けられない場合には、**十分な距離を保ち**、マスクを着用しましょう。
- エレベーターや電車の中などでは、距離が近づかざるを得ない場合があります。**会話や、携帯電話による通話を慎みましょう。**
- 飲食店では、マスクを外す時間が長くなりがちです。外している間に飛沫が飛ぶことを抑えるには、例えば多人数での会食のように、大声にならざるを得ない催しは慎みましょう。家族以外の多人数での会食などは避けましょう。
注)「多人数」とは10人以上を想定していますが、なるべく少ない方が良いです。
- スポーツジムなど、多人数かつ室内で呼気が激しくなるような運動を行うことは避けましょう。
- 喫煙も、近くにいる人との「密」に、ことのほか注意して下さい。



別紙2 作業員宿舎状況表

【状況表の提出対象】

- 複数人が居住する作業員宿舎とは、1部屋当たりの宿泊人数が2人以上の宿舎を設ける場合を基本とするが、以下を参考とすること。
 - ・ホテル、旅館、アパート、マンション : 1部屋に2人以上が宿泊する場合(相部屋の場合)に本表を提出する。
 - ・一軒屋、作業船 : 1件(隻)あたり2名以上が宿泊する場合は本表を提出する。
 - ・会社等の寮 : 個室であっても、玄関、トイレ、風呂、食堂等の共有施設がある場合は本表を提出する。

【記入要領】

- ① 作業員宿舎の状況は、「ホテル、旅館、アパート」は**部屋ごと**に、「一軒屋、作業船、寮」は**宿舎ごと**に宿舎番号を付けて記入してください。
- ② 宿舎種別は、ホテル、旅館、アパート、マンション、一軒屋、寮、作業船等を記入する。
- ③ 施設の共有の有無は、共有する施設に「○」を記入する。

工事・業務	工事・業務名	工期・履行期間	受注者名	作業員宿舎の状況											
				宿舎番号	元請・○次下請	会社名	宿舎種別	宿泊人数	1部屋当たりの宿泊人数	施設の共有の有無				宿泊期間	
										玄関	トイレ	風呂	食堂		
【記入例】															
工事	国道○○号橋梁上部工事	R2.10.15～R3.3.20	(株)○○建設	1	元請	(株)○○建設	一軒屋	4	1	○	○	○		R2.10.30～R3.3.10	
				2	1次下請	(有)○○工業	アパート	2	2	○	○	○		R2.11.1～R3.2.10	
				3			アパート	2	2	○	○	○		R2.11.1～R3.2.10	
				4	2次下請	(有)○○土建	旅館	3	3	○	○	○	○	R2.12.1～R3.2.10	

[2] 該当者が発注者側(各監督員、調査職員)の場合

